

海津市告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、海津市議会第3回定例会を次のとおり招集する。

平成30年11月16日

海津市長 松 永 清 彦

- 1 期 日 平成30年12月5日
- 2 場 所 海津市役所西館 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

1 番	里 雄 淳 意 君	2 番	二ノ宮 一 貴 君
3 番	松 岡 唯 史 君	4 番	松 田 芳 明 君
5 番	浅 井 まゆみ 君	6 番	伊 藤 誠 君
7 番	橋 本 武 夫 君	8 番	飯 田 洋 君
9 番	伊 藤 久 恵 君	10番	六 鹿 正 規 君
11番	藤 田 敏 彦 君	12番	川 瀬 厚 美 君
13番	服 部 寿 君	14番	水 谷 武 博 君
15番	赤 尾 俊 春 君		

不応招議員（なし）

平成30年海津市議会第4回定例会

◎議事日程（第1号）

平成30年12月5日（水曜日）午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第14号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第15号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 報告第16号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第60号 平成30年度海津市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第9 議案第61号 平成30年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第62号 平成30年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第63号 平成30年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第64号 平成30年度海津市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第65号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第66号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第67号 海津市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第68号 海津市犯罪被害者等支援条例について
- 日程第17 議案第69号 海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第70号 海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第71号 海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第72号 新市まちづくり計画（新市建設計画）の一部変更について
- 日程第21 議案第73号 指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第74号 指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第75号 工事請負契約の締結について
- 日程第24 議案第76号 平成30年度海津市下水道事業特別会計への繰入変更について

日程第25 発議第3号 海津市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第26 派遣第3号 議員派遣について

◎出席議員（15名）

1番	里 雄 淳 意 君	2番	二ノ宮 一 貴 君
3番	松 岡 唯 史 君	4番	松 田 芳 明 君
5番	浅 井 まゆみ 君	6番	伊 藤 誠 君
7番	橋 本 武 夫 君	8番	飯 田 洋 君
9番	伊 藤 久 恵 君	10番	六 鹿 正 規 君
11番	藤 田 敏 彦 君	12番	川 瀬 厚 美 君
13番	服 部 寿 君	14番	水 谷 武 博 君
15番	赤 尾 俊 春 君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	福 田 政 春 君
教 育 長	中 野 昇 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	中 島 哲 之 君
市民環境部長	寺 村 典 久 君	健康福祉部長	近 藤 敏 弘 君
健康福祉部次長 (施設担当)兼 サンリバーはつらつ 事務 長	加 賀 慎 治 君	産業経済部長	林 真 治 君
建設水道部長	菱 田 一 義 君	危機管理局 危機管理監兼 監察室 長	白 木 法 久 君
教育委員会 事務局 長	伊 藤 一 人 君	会計管理者	長谷川 誠 君

監査委員事務局
長併
公平委員
事務局書記
長

神 田 勝 広 君

農 業 委 員 会
事 務 局 長

石 原 敏 彦 君

消 防 長

伊 藤 定 巳 君

総務部総務課長併
選挙管理委員会
事務局書記次長

近 藤 康 成 君

総 務 部
企 画 財 政 課 長

近 藤 三喜夫 君

◎本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長

伊 藤 尚 幸

議 会 事 務 局
議 会 総 務 課 長 兼
議 事 調 査 係 長

米 山 一 雄

議 議 事 務 局
議 会 総 務 係
議 事 調 査 係 長

渡 辺 美 香

◎開会宣告

○議長（赤尾俊春君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、平成30年海津市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（赤尾俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において3番 松岡唯史君、4番 松田芳明君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（赤尾俊春君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会は、本日から12月14日までの10日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から12月14日までの10日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（赤尾俊春君） 次に日程第3、諸般の報告を行います。

市長より、平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について提出がありました。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告です。各位に配付し、報告といたします。

続きまして、海津市教育委員会より平成29年度教育委員会の点検・評価報告書について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき提出がありましたので、各位に配付し、報告といたします。

◎報告第13号 専決処分の報告についてから議案第76号 平成30年度海津市下水道事業特別会計への繰入変更についてまで

○議長（赤尾俊春君） 日程第4、報告第13号から日程第24、議案第76号までの21議案を一括議題とします。

市長より報告並びに提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 本日、平成30年海津市議会第4回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては何かと御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

今回、定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

最初に、報告案件4件について、その内容を御説明申し上げます。

報告第13号の専決処分の報告につきましては、本年8月1日南濃町駒野地内の市道海津33322号線において発生した、道路横断側溝のグレーチングが浮き上がったことを原因とする相手方商用車を破損させたことについて和解し、損害賠償金が決定いたしましたので、平成30年9月28日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告するものであります。

報告第14号の専決処分の報告につきましては、本年9月16日に城山小学校駐車場で発生した、公用車との接触事故を原因とする相手方普通自動車を破損させたものについて和解し、損害賠償金が決定しましたので、平成30年10月1日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告するものであります。

報告第15号の専決処分の承認を求めることにつきましては、台風21号で被害がありました公共施設等で2次被害が発生する危険性、緊急性のあるものに対し、早急に修繕等を行う必要がありましたので、平成30年度海津市一般会計補正予算（第4号）を平成30年10月5日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

報告第16号の専決処分の承認を求めることにつきましては、海津温泉の新たな源泉井戸を掘削するには、12月中旬までに、岐阜県自然環境保全審議会温泉部会への許可申請を行う必要がありましたので、平成30年度海津市一般会計補正予算（第5号）を平成30年10月22日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

続きまして、補正予算案件5件について、その概要を御説明申し上げます。

議案第60号の平成30年度海津市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億5,163万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ157億1,191万8,000円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、職員人件費関係では、本年4月1日以降、人事異動に伴う

職員構成の変動等により、款項目間の今後の執行見込みに増減が生ずることから、予算を整理しております。

そのほかでは、総務費、総務管理費、財産管理費で、平成27年度から3年間の無償貸与を受けていた電気自動車を購入することとしたため、公用車購入費63万円、庁舎管理費で、公用車購入に伴う経費等16万7,000円、雨漏りが発生している庁舎西館の屋上防水等の改修工事請負費2,306万1,000円を追加し、徴税費、賦課徴収費で、事業者からの修正申告による市税還付加算金11万円、過年度支出費で市税還付金235万円を追加し、選挙費、県議会議員選挙費で、県議会議員選挙に係る事務費812万8,000円を追加し、交通安全対策費、生活交通対策費で、ダイヤ改正等に伴うバス時刻表の印刷製本費に51万1,000円、生活安全対策費で、台風被害による防犯灯の修繕料151万8,000円を追加しました。

次に、民生費、社会福祉費、国民年金事務費で、制度改正に伴うシステム改修委託料70万2,000円、障害福祉費で、利用者数増などにより扶助費として障害福祉サービス費及び障害児通所給付費4,422万6,000円、前年度事業の精算に伴う国庫及び県支出金過年度返還金108万6,000円、福祉医療費で前年度事業の精算に伴う高額療養費返還金60万5,000円、ひまわり会館、やすらぎ会館、ゆとりの森の管理費で、寄附金により自動血圧計を購入するためそれぞれ36万3,000円、海津苑管理費で、源泉井戸埋め戻しに伴う改修工事請負費864万円、排水管舗装復旧工事請負費379万円を追加し、児童福祉費、保育園費で、私立認定こども園の入園児童数増加による施設型給付費負担金5,820万円を追加しました。

次に、農林水産業費、農業費、農業振興費で、追加採択された経営所得安定対策事務費補助金62万5,000円、担い手への農地の利用集積を推進する農地中間管理事業に協力する農地所有者等への機構集積協力金交付事業費補助金449万円を追加し、畜産業費で事業見直しによる畜産施設等整備支援事業補助金1,000万円を減額し、林業費、林業振興費で、事業主体が市から認可地縁団体へ変更されたことにより森林総合研究所分収造林事業委託料508万6,000円、月見の森管理費で、事業不採択であった月見の森植栽整備委託料500万円を減額いたしました。

次に、土木費、土木管理費、土木総務費で、台風被害による道路反射鏡の修繕料550万円を追加し、道路橋梁費、道路橋梁維持費で、交付金の内示により、道路ストック老朽化対策事業の路面補修工事請負費1,500万円を減額し、河川費、河川管理費で、台風等による施設操作増により排水機場操作委託料200万円を追加し、都市計画費、都市計画総務費で、申請実績により建築物等耐震化促進事業補助金528万3,000円を減額し、ブロック塀撤去補助金200万円を追加、公園費で、台風被害や故障により、平田公園等の公園施設修繕料302万5,000円を追加し、住宅費、住宅管理費で上下水道管の撤去が必要となったため南濃第三市営住宅解体工事請負費432万を追加しました。

次に、消防費、常備消防費で、メール配信方法の変更に伴うシステム初期設定による設備機器保守委託料27万円、消防施設費で、台風被害による蛇池及び古中島の消防庫修繕料64万4,000円を追加しました。

次に、教育費、小学校費、学校管理費で、電気の使用実績による光熱水費30万円、石津小学校で、故障による排煙装置及び防火シャッターの改修工事請負費220万5,000円、動作不良による印刷機購入費64万8,000円を追加し、中学校費、学校管理費で、平田中学校で漏水が発生したため、給水管の施設修繕工事請負費708万1,000円、使用水量の増加により光熱水費85万3,000円を追加し、社会教育費、社会教育総務費で、自治会からの要望により、三郷ちびっ子広場の廃止に伴う公共ます撤去工事請負費23万6,000円、ちびっ子広場整備費補助金34万5,000円、公民館費で、施設利用申請書印刷製本費23万4,000円、文化センター大ホールの空調設備が不良のため、空調設備更新設計委託料405万円、文化財保護費で、台風被害による山崎八幡神社のイチョウの枝撤去に文化財保護補助金43万2,000円、歴史民俗資料館管理費で、台風被害による山車収蔵庫の修繕料127万7,000円を追加し、保健体育費、体育施設費で、グラウンド、体育館等の夜間施設照明の取りかえに伴う体育施設修繕工事請負費634万2,000円、給食管理費で、台風被害による給食センター雨どいの修繕料235万5,000円を追加しました。

次に、公債費、元金で、利率見直しに伴う変更で174万7,000円を追加し、利子で、1,074万7,000円を減額しました。

次に、諸支出金、特別会計費で、後期高齢者医療特別会計繰出金213万8,000円を減額し、国民健康保険特別会計繰出金45万4,000円、下水道事業特別会計繰出金167万5,000円を追加しました。

歳入につきましては、今回の補正の一般財源として繰越金3,719万2,000円を追加し、特定財源として、分担金及び負担金で、南濃第三市営住宅解体工事に伴う工事負担金359万2,000円を追加し、国庫支出金で利用者増などにより障害福祉サービス費負担金1,274万4,000円、入園児童数増等による私立認定こども園に対する施設型給付費負担金3,088万8,000円、障害児通所給付費等負担金936万9,000円、国民年金事務費交付金55万円、高須輪中排水機場外10施設操作業務委託金200万円を追加し、防災・安全交付金1,691万4,000円、社会資本整備総合交付金10万円、建築物等耐震化促進事業補助金223万3,000円を減額しました。

県支出金で、障害福祉サービス費負担金637万2,000円、障害児通所給付費等負担金468万4,000円、施設型給付費負担金766万7,000円、施設型給付費等補助金226万6,000円、経営所得安定対策事務費補助金62万5,000円、機構集積協力金交付事業費補助金449万円、県議会議員選挙交付金812万8,000円を追加し、強い畜産構造改革支援事業補助金1,000万円、森林環境税基金事業補助金500万円、建築物等耐震化促進事業補助金140万円減額をし、寄附金で、

指定寄附金を100万円追加し、諸収入で、東海環状起工式協賛金20万円を追加し、森林総合研究所分収造林事業委託金508万5,000円を減額し、市債で、道路ストック老朽化対策事業債590万円、スマートＩＣ整備事業債490万円、下多度幼稚園解体整備事業債4,980万円を追加しました。

また、債務負担行為で、期間を平成30年度から平成31年度とし、かいづっち養老鉄道応援パスポート負担金810万円、児童生徒送迎バス運行業務委託料、小学校で1,464万1,000円、中学校で167万円です。通園バス運行業務委託料1,076万1,000円、平成30年度から平成35年度として、学校給食センター調理・配送業務委託料6億3,056万2,000円をそれぞれ限度額として追加しました。

地方債の補正では、道路ストック老朽化対策事業債、スマートＩＣ整備事業債、下多度幼稚園解体整備事業債の限度額をそれぞれ変更、追加しました。

議案第61号の平成30年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、制度改正によるシステム改修委託料45万4,000円、基金積立金で3億1,000万円を追加し、その財源に一般会計繰入金45万4,000円、前年度繰越金3億1,000万円を充て、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ49億8,168万9,000円とするものであります。

議案第62号の平成30年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入で、システム改修に伴う高齢者医療制度円滑運営事業費補助金が採択され、国庫補助金213万8,000円を追加するとともに、一般会計繰入金を同額減額し、財源組み替えをしております。

議案第63号の平成30年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ167万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ28億276万5,000円とするものであります。

補正内容につきましては、職員人件費で、人事異動に伴う職員構成の変動等により予算を整理しております。

公共下水道費、公共下水道施設管理費で、南濃第三市営住宅解体工事に伴う工事負担金167万5,000円、公共下水道建設費で、平成29年に実施した海津町金廻地内の舗装復旧工事請負費1,280万円を追加し、計画見直しにより、海津処理区下水管布設工事請負費1,280万円を減額しました。

歳入につきましては、一般会計繰入金167万5,000円を充てるものです。

また、繰越明許費として、関連業務の完成の遅延等により、南濃北部浄化センター改築に伴う実施設計業務の着手にも影響が出たことから、改築工事の発注時期がおくれ、年度内の完了が見込めなくなったため、南濃北部浄化センター改築更新事業1億1,190万円を設定しました。

議案第64号の平成30年度海津市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出で、南濃第三市営住宅解体に伴う工事負担金191万7,000円を追加し、補正後の予算額を7億6,691万7,000円とするものであります。

続きまして、条例案件7件について御説明申し上げます。

議案第65号の海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、条例の一部を改正するものであります。

平成31年1月1日から適用する給料表の改正、平成31年度から適用する勤勉手当につきまして、支給月数を現行の4.4カ月から、6月、12月にそれぞれ0.025月分引き上げた4.45月に改正するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第66号の海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本市職員の不祥事に対する管理監督責任者としての責任を明らかにするため、市長及び教育長の給与2カ月間、月額20%を減額、副市長の給与を1カ月間、20%を減額するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第67号の海津市内部組織設置条例の一部を改正する条例につきましては、平成31年4月1日から組織再編に伴う一部部署の名称等を変更するため、海津市内部組織設置条例を初め、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第68号の海津市犯罪被害者等支援条例につきましては、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るため、新たに条例を制定するものであります。

議案第69号の海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法施行規則及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正により、認定こども園等を利用する際の支給認定証の任意交付化が可能になったため、条例の一部を改正するものであります。

議案第70号の海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和等がされたため、条例の一部を改正するものであります。

議案第71号の海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、放課後児童支援員の資格要件が拡大等されたため、条例の一部を改正するものであります。

続きまして、その他案件５件について、その内容を御説明申し上げます。

議案第72号の新市まちづくり計画（新市建設計画）の一部変更につきましては、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、合併特例債を起すことができる期間が15年から20年に延長されたことから、本市において合併特例債を起すことができる期間を５年間延長するために必要となる、新市まちづくり計画の計画期間等の変更を行うものであります。

議案第73号の指定管理者の指定につきましては、海津市デイサービスセンター南濃の指定管理期間が平成31年３月31日で満了することに伴い、平成31年４月１日から平成36年３月31日までの５年間、社会福祉法人海津市社会福祉協議会を指定管理者として指定するもので、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第74号の指定管理者の指定につきましては、海津市デイサービスセンター平田の指定管理期間が平成31年３月31日で満了することに伴い、平成31年４月１日から平成34年３月31日までの３年間、社会福祉法人海津市社会福祉協議会を指定管理者として指定するもので、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第75号の工事請負契約の締結につきましては、駒野工業団地のアクセス道路整備工事につき、３者参加による11月27日の事後審査型条件つき一般競争入札の結果、海津市南濃町志津1518番地、勢濃建設株式会社と契約額２億5,272万円で契約締結するもので、海津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第76号の平成30年度海津市下水道事業特別会計への繰入変更につきましては、一般会計からの繰入額を変更するもので、地方財政法第６条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案につきまして、提案理由を申し上げましたが、何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（赤尾俊春君） 市長より、報告並びに提案理由の説明が終わりました。

これから順次、質疑・討論・採決を行います。

なお、日程第４、報告第13号と日程第５、報告第14号の専決処分の報告については、地方自治法第180条第２項の規定による報告ですので、質疑・討論・採決は行いません。

続きまして、日程第６、報告第15号の専決処分の承認を求めることについての質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 服部寿君。

○13番（服部 寿君） ただいま、市長から提案理由の説明がありました台風21号による被害によりまして、早急に修繕が必要である案件の専決を10月5日付で行われたということでございます。

そのほかに、本定例会に、いわゆる一般会計の補正予算で提出されております台風被害による修繕費用ものっておりますが、この緊急性と、いわゆる定例会にかけるときの基準ですね。例えば僕が指摘するのは、これは一般会計の補正予算のことでございますけれども、関連があるということでお許しをいただいているんですが、いわゆるカーブミラー等の修繕で、私も部長にお願いして、早急に通学路の安全という観点から直してほしいということをお願いし、直していただきましたけれども、予算にかかわることで、今の予算の枠で直ったのか。今大体のところ、もう直っておるんですけれども、そういうふうでは緊急性があつて、専決で早くに直していただければという観点から、どういうふうな判断をされたかの1点と、それから専決された今の小学校とか保育園等の修繕費用なんですけれども、財源が一般会計の繰越金ということでございますが、基本的に住民からしますと、当然ですけれども、公共施設等、建物共済等に入っておると思うんですけれども、ただこの10月5日で専決ということですので、共済の今の保険金の掛け、いわゆる払い戻しといいますか、保険料の支払いがまだ確定していないから、一般財源の繰越金で賄うということであろうと思うんですけれども、それならば、今定例会の補正予算で上がっておるところもその部分では保険料の歳入がないわけでございますけれども、確定がいつなされるのか。それこそ、掛けてどれぐらいの割合で保険料が支払われるのか。民間といいますか、市民の中でも、台風被害でかわらが飛んだとかいろいろあつて、いわゆる各種、各会社の建物共済等で支払われておると思うんですけれども、これは私の知る限り、見積もりをいただければ、その全額をお支払いするという保険が主であろうと思います。私が入っておるところもそうなんですけれど、公のいわゆる施設等、それはどうなっておるのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） まず緊急性の判断でございますが、既存の予算の中で、緊急性があつて、既存の予算で対応できるものは対応をさせていただいておりますし、それ以外で、雨漏り等、特にすぐ修繕が必要なものにつきましては補正で対応しまして、それ以外のものにつきましては、緊急性はありますが補正まで待てるものにつきましては、補正をしたということでございます。

保険の対応につきましてはですが、まず専決で対応した分でございますが、石津認定こども園の防水シートの修繕料と東江小学校の北舎の屋上防水工事請負費、海西小学校体育館の屋上の防水工事請負費、平田体育館の玄関の天井張りかえ修繕工事の請負費については、2分の1が保険の対象ということでございます。

海西小学校の放送設備修繕工事と海津警察署前の看板撤去の工事につきましては、保険対象外となっております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 服部寿君。

○13番（服部 寿君） 私、今の民間といいますか、我々の家、家屋ですね、いわゆる各種の会社の保険、建物共済に多分入ってみえると思います、火災保険ですけれども。風水害の場合は、いわゆる今申しました見積もりをとって100%、直す直さないは、それは個人の自由ということなんです。いわゆる現状復旧されるのはそうですね。

しかしながら、見積もりをとって現状まで直すならこのぐらいかかるよというならば、その見積もりで支給というか、保険金が支払われておるということなんです、このぐらい公の、いわゆる何十億という規模の建物を持っておって2分の1というのは、いかにもちょっと少ないんじゃないかと。公である施設ですので、当然、逆に言うと、もう100%に、そのための保険、いわゆる建物共済だと思うんですけれども、これは、当然海津市だけではないと思うんですけれども。

じゃあ、申しわけないんですけれども、僕知らないから聞くんですけれども、こういう公の施設は、いわゆる民間的な建物共済には入れるものなのか入れないものなのか、その2点お願いします。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） まず民間の保険に入れるか入れないか、ちょっと今、お答えは後でさせていただきたいと思います。

今の加入している条件が2分の1ということで加入しておりますので、2分の1となります。それと、ちょっと先ほどの訂正させていただきたいんですが、今、保険対象の施設については申請中であるということでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（赤尾俊春君） ほかがございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑を終了いたします。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第15号を採決します。

お諮りします。報告第15号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、報告第15号の専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、日程第7、報告第16号の専決処分の承認を求めることについての質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第16号を採決します。

お諮りします。報告第16号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、報告第16号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、議案第60号から議案第65号までの6議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第60号 平成30年度海津市一般会計補正予算（第6号）についての質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 10番 六鹿正規議員。

○10番（六鹿正規君） 2点ほど、お伺いします。

まず第1点は財産管理費、これは公用車購入費、プラス63万円の追加となっておりますけれども、追加されるその前、当初どういった車を購入しようと思ったのか、1点。

それから危機管理室、一般事務嘱託員報酬の減額、これは前回も御説明がありました危機管理室と総務課と統合するという中で、こういった職員の減額が行われるのかお尋ねします。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） まず自動車の購入でございますが、現在、民間から電気自動車は無償で貸与を受けております。その貸与期間が終わりましたので、返却するか買い取るかということで、現在の価格から見ると購入させていただいたほうが安いという判断をしましたので、購入させていただくこととさせていただきました。

そして、危機管理室の件でございますが、これは人事異動に伴うものでございまして、組織再編とは関係ございません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規議員。

○10番（六鹿正規君） 民間からお借りしておった車を購入すると。その車の使用、いろんな場面で使用されておったと思うんですけれども、当然私どものまちも、今年度、また来年度も財政的にも厳しいのではないかとということがうかがえます。

そういった折に、どうしてもこの借りておったものを購入しなくてはだめなのか。こういう公用車を1台減らしてはどうか、そういった考えはなかったのかお尋ねします。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 現在使用している車がもうかなり老朽化しておりますので、廃車はまだですけれども、廃車に合わせてその車と入れかえるということで考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規議員。

○10番（六鹿正規君） ですから、この車の廃車なら廃車で、公用車を1台減らすというような考えはなかったのか、お尋ねします。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 廃車に伴いまして、減らす計画でおります。

○議長（赤尾俊春君） ほかがございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） ないようですので、質疑を終わります。

続きまして、議案第61号 平成30年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に

についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第62号 平成30年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第63号 平成30年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第64号 平成30年度海津市水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第65号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第66号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑・討論・採決を行います。

質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。議案第66号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第67号から議案第74号までの8議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第67号 海津市内部組織設置条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第68号 海津市犯罪被害者等支援条例についての質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第69号 海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第70号 海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第71号 海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第72号 新市まちづくり計画（新市建設計画）の一部変更についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第73号 指定管理者の指定についての質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第74号 指定管理者の指定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第75号 工事請負契約の締結についての質疑・討論・採決を行います。

質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと
思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。議案第75号 工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第76号 平成30年度海津市下水道事業特別会計への繰入変更についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第60号から議案第65号まで、議案第67号から議案第74号までと議案第76号の15議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号から議案第65号まで、議案第67号から議案第74号までと議案第76号の15議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は12月13日までに終了し、議長に報告をお願いします。

◎発議第3号 海津市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、日程第25、発議第3号 海津市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者より趣旨説明を求めます。

12番 川瀬厚美君。

〔12番 川瀬厚美君 登壇〕

○12番（川瀬厚美君） 発議第3号 海津市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを説明申し上げます。

提出者は、私、川瀬厚美と、賛成者は里雄淳意議員、松岡唯史議員の2名でございます。

改正理由は、平成31年4月1日から海津市の行政組織が再編され、一部部局が統廃合されることに伴い、海津市議会委員会条例の一部改正議案を提出するものです。

適切な御議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 趣旨説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと

思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。発議第3号 海津市議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号 海津市議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎派遣第3号 議員派遣について

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、日程第26、派遣第3号 議員派遣についてを議題といたします。

本案を議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長 伊藤尚幸君。

○議会事務局長（伊藤尚幸君） 派遣第3号 議員派遣について、海津市議会会議規則第165条第1項の規定により、次の議員派遣について議会の議決を求めるものでございます。

裏面にございますが、目的、第281回岐阜県市議会議長会議議員の資質向上のため、場所でございますが、セラトピア土岐、土岐市土岐津町高山4番地、期間でございますが、平成31年1月31日、議員でございますが、議長 赤尾俊春、副議長 伊藤誠、以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） ただいま議会事務局長が朗読しました派遣第3号の議員派遣について、お諮りします。本案について、議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、派遣第3号 議員派遣については、原案のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（赤尾俊春君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。

また、次回はあす12月6日午前9時に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

御苦労さまでした。

(午前9時52分)

上記会議録を証するため下記署名する。

平成31年1月23日

議 長 赤 尾 俊 春

署 名 議 員 松 岡 唯 史

署 名 議 員 松 田 芳 明

